

# こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書

## 発行業務要領

(2022年2月1日現在)

株式会社日本住宅保証検査機構

## 目 次

第1章	こどもみらい住宅支援事業制度に係る審査について	1
第2章	こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行対象等について	
Ⅰ.	審査・発行を行う機関、実施者	5
Ⅱ.	業務の手順・要領	5
Ⅲ.	適合審査に必要な提出図書	8
Ⅳ.	適合審査の実施	9
Ⅴ.	適合審査に用いる指標	9
Ⅵ.	適合審査に用いる評価方法	10
Ⅶ.	こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等の発行	10
Ⅷ.	変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した評価機関に限る）	11
第3章	秘密保持等について	12
	各種様式	15

## 第1章 こどもみらい住宅支援事業制度に係る審査について

この業務要領は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「評価協会」という。）の会員である登録住宅性能評価機関（以下「評価機関」という。）が実施する新築住宅に係る「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」の発行に関する業務について適用する。なお、本要領において用いる主な用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- (2) 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (3) 「新築住宅」とは、完成（完了検査済証の発出日）から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無い住宅をいう。
- (4) 「注文住宅」とは、所有者が、自ら居住することを目的に新たに発注（工事請負契約）する住宅をいう。
- (5) 「新築分譲住宅」とは、所有者が、自ら居住することを目的に新たに宅地建物取引業の免許を有する事業者から購入（売買契約）する新築住宅をいう。
- (6) 「日本住宅性能表示基準」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という）第3条第1項に規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示方法を定める基準（平成13年国土交通省告示第1346号）をいう。
- (7) 「基準省令」とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）に基づく建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）をいう。

## 1. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行対象等について

国土交通省は本制度の対象を、「こどもみらい住宅支援事業制度の内容について」（国土交通省発行）のとおり定めている。このうち、評価機関による新築住宅に係る「こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書」発行業務の対象となる、要件は以下のとおりである。

契約※	2021年11月26日（令和3年度補正予算閣議決定日） ～2022年10月31日
建築着工	事業者登録を行った後、 2022年10月31日までに建築工事に着工するもの
完了報告	戸建住宅 :2023年5月31日 共同住宅等で階数が10以下 :2024年2月15日 共同住宅等で階数が11以上 :2024年12月31日

※ 注文住宅の新築においては工事請負契約、新築分譲住宅の購入においては売買契約。

また、住戸の延べ面積が50㎡以上の住宅に限る。なお、住宅の延べ面積については、こどもみらい住宅支援事業事務局（以下、「事務局」という。）において確認するため、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務において確認する必要はない。

## 2. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書類

こどもみらい住宅支援事業では、新築住宅の工事施工業者または販売事業者（以下、「住宅事業者」という。）が、新築住宅の建築主または購入者の委託を受けて補助事業者となり、事務局に登録し、補助金の申請および交付を受けることができる制度です。新築住宅に係る交付申請の添付書類として申請住宅が本事業の対象であることを証明する住宅証明書等が必要となる。なお、新築住宅の住宅事業者は、着工後に事務局に交付申請を行う必要があります。また、住宅証明書等にかえて第二章Ⅱ5. に示す発行受付書を用いて予約申請を行うことも可能です。

注文住宅の新築又は、新築分譲住宅の購入をする場合に、こどもみらい住宅支援事業の補助金の交付申請に用いることができる証明書類、発行機関及び各証明書の基準は表1-1の通りである。なお、表中★印が本業務要領に基づき発行する証明書となっている。

表 1-1 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入で申請する場合の証明書類の種類と発行機関

性能基準		証明書類	発行機関
ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready 又は ZEH Oriented		BELS 評価書（ZEH マーク又は ZEH M マークが表記されたもの）	B E L S 登録機関
		設計住宅性能評価書 （断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 のもの）	登録住宅性能評価機関
		建設住宅性能評価書 （断熱等性能等級 5 かつ一次エネルギー消費量等級 6 のもの）	登録住宅性能評価機関
高い省エネ性能等を有する住宅	認定長期優良住宅	長期優良住宅建築等計画認定通知書 <sup>※1</sup>	所管行政庁
	認定低炭素建築物	低炭素建築物新築等計画認定通知書 <sup>※1</sup>	所管行政庁
	性能向上計画認定住宅	性能向上計画認定通知書 <sup>※1</sup>	所管行政庁
一定の省エネ性能を有する住宅	断熱等性能等級 4 <sup>※2</sup> <sup>※3</sup> かつ 一次エネルギー消費量等級 4 <sup>※3</sup>	こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書★ <sup>※4</sup>	登録住宅性能評価機関
		省エネ基準への適合性に関する説明書 <sup>※5</sup>	建築士
		設計住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		建設住宅性能評価書	登録住宅性能評価機関
		B E L S 評価書（一次エネルギー消費量基準・外皮基準ともに「適合」と表示されたもの）	B E L S 登録機関
		フラット 3 5 S 適合証明書及び竣工現場検査申請書・適合証明申請書（すべての面） <sup>※6</sup> （令和 3 年 1 月以降に設計検査の申請をし、金利 B プランの省エネ性に適合しているもの）	適合証明機関

※ 1 対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。

※ 2 建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級 4 の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準を満たさない住宅も対象となる。

※ 3 日本住宅性能表示基準で定める断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等級 4 のことをいう。

※ 4 共同住宅等であって外皮性能において住棟評価を採用する場合は、原則として一括依頼（当該共同住宅等の全ての住戸が、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書を申請する事。以下同じ。）による場合に限る。

※ 5 建築物省エネ法で、建築士が 300 m<sup>2</sup>未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について、同法第 27 条第 1 項で、交付して説明することが建築士に

義務付けられている書面。ただし、建築物エネルギー消費性能基準への適合性について「適合」である旨表示されたものに限る。

※6 交付申請の際は、フラット 35S の「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書（すべての面）」の添付でもよいものとする。

### 3. こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準

注文住宅の新築又は新築分譲住宅の購入においては、建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合することが要件となる。

省エネ基準については、住宅が基準省令第1条第1項第2号イに規定する外皮性能の基準及び同号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準に適合することが必要となる。

また、共同住宅等の外皮性能については表 1-3 に掲げる住戸単位又は住棟単位のいずれかの基準に適合する必要がある。

なお、前述の通り建築物省エネ法に基づく省エネ基準への適合を要件とするため、品確法で定める断熱等性能等級4の基準のうち、結露の発生を防止する対策に関する基準については審査対象外となる。

表 1-2 (参考) 基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する住宅の外皮性能の基準

		地域の区分							
		1	2	3	4	5	6	7	8
住戸単位	外皮平均熱貫流率 [W/m <sup>2</sup> K] (U <sub>A</sub> 値)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
	冷房期の平均日射熱 取得率 (η <sub>AC</sub> 値)	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
住棟単位	住棟単位外皮平均熱 貫流率[W/m <sup>2</sup> K] (U <sub>A</sub> 値)	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	—
	冷房期の平均日射熱 取得率 (η <sub>AC</sub> 値)	—	—	—	—	1.5	1.4	1.3	2.8

## 第2章. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行に係る業務手順・要領等

### I. 審査・発行を行う機関、実施者

#### 1. 審査・発行の条件

##### (1) 業務の対象住宅

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行業務の対象住宅は、評価機関が定める設計住宅性能評価業務を行うことができる住宅に該当するものとする。補助金取得の要件として、住宅事業者が事務局へ事業者登録を行った後に、令和4年10月31日までに建築工事に着工する住宅が対象となり、住宅事業者は、着工後にこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等を添えて事務局に交付申請する必要がある。よって、依頼の時期は着工前、着工後を問わない。

##### (2) 業務を行う機関

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書の発行に関する業務は、評価協会の会員等であり、業務の実施について、評価協会にこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書発行業務開始届出書(別記様式7号)により届出を行った評価機関が実施することとする。

##### (3) 適合審査の実施者

評価機関は、次に該当する者の中から評価員を選任し、業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものとして平成18年国土交通省告示第304号を審査員について準用し、当該評価員にこどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準への適合審査(以下「適合審査」という。)を実施させること。

品確法第13条に定める評価員又は建築物省エネ法第50条に定める適合性判定員。ただし、共同住宅共用部分の審査を含む場合は、品確法第13条に定める評価員(共同住宅共用部分における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者に限る。)又は建築物省エネ法第50条に定める適合性判定員。

### II. 業務の手順・要領

#### 1. 業務の引受

評価機関は、依頼者等から適合審査の依頼があった場合は、以下の書類(正本及び副本)が提出されているか確認する。

表 2-1 こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼時の提出書類

書類名
こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書（別記様式 1 号）※
適合審査用提出図書（品確法施行規則第 3 条第 1 項に準じる）
その他機関が必要とする書類

※ 評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

## 2. 電子情報処理組織等による受理

提出図書の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（評価機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の受理によることができる。

## 3. 確認事項

- (1) 依頼のあった住宅が、評価機関が定める設計住宅性能評価業務を行う区分に該当すること
- (2) 依頼のあった住宅の建て方（一戸建ての住宅か共同住宅等）を確認すること
- (3) 提出図書に不足なく、かつ記載事項に漏れがないこと

## 4. 引受承諾書の交付等

提出図書に特に不備がない場合は、依頼者等に対して引受承諾書（参考様式）等を交付する。

## 5. 発行受付書の交付

依頼者等からの求めに応じて【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書（別記様式 8 号）を交付することができる。住宅事業者は、住宅証明書等にかえて発行受付書を用いて予約申請を行うことが可能である。なお、住宅事業者が発行受付書を用いて事務局に予約申請を行った場合は、3 カ月以内に交付申請を行う必要があるため、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等の発行時期には注意が必要となる。

また、上記の発行受付書については、他制度において準用※されても差し支えない。

予約申請を行う際に住宅証明書等もしくは発行受付書が必要となることから、発行受付書を交付しない場合は依頼者等が住宅証明書等の交付を急かすなど混乱が危惧される。よって、他制度も含め発行受付書を交付することで、依頼者のみならず審査機関においても混乱を回避できることが期待される。また、発行受付書の交付に係る業務の開始日より前に既に他制度における受理済みで審査中の申請についても、依頼者の求めに応じて、発行



受付書を交付して差し支えない。

なお、発行受付書の交付をもって、4. の引受承諾書の交付に変わることができる。

※ この場合、当該発行業務を行わない場合においても業務開始届出書（別記様式7号）により届出は必要。

### III. 適合審査に必要な提出図書

適合審査に必要な提出図書は、適用するこどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準に応じて審査に必要な事項が明示された図書となる。

(例) 仕様書、設計内容説明書、配置図、各階平面図、立面図、断面図、矩計図、各種伏図、各種計算書、プログラム出力表 (Webプログラムを使用している場合) 等、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準の一部への適合が証明できる書類 (以下「評価書等」という。) を活用する場合は評価書等の写し

※ 評価書等が添付されている場合は、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準の審査に必要な事項が明示された図面等を省略できる。

表 2-2 適合審査へ活用できる評価書等の例

評価書等	省略対象となる条件等	発行機関
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 を取得しているもの	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書		
BEL S 評価書 (外皮基準について「適合」と表示されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準	BEL S 登録機関
BEL S 評価書 (一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの)	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	BEL S 登録機関
フラット 35 S 適合証明書 (金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る) 及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5	適合証明機関
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4	登録住宅性能評価機関
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書 (断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定確認検査機関</li> <li>・ 登録住宅性能評価機関</li> <li>・ 住宅瑕疵担保責任保険法人</li> </ul>

#### IV. 適合審査の実施

評価機関による適合審査は、第1章3.の基準に適合していることを確認することにより実施する。その際、提出された図書の内容に疑義がある場合は必要に応じて依頼者又は代理者に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めることとする。

なお、依頼時に品確法に基づく住宅型式性能認定書、型式住宅部分等製造者認証書もしくは特別評価方法認定書その他の認定書（以下「認定書等」という。）が添付されている場合は当該基準への適合の審査を省略し、認定書等の結果を活用することができる。

#### V. 適合審査に用いる指標

適合審査に用いる指標は、原則として表2-3によることとする。

表 2-3 評価指標

評価指標	
一次エネルギー消費量	外皮性能
一次エネルギー消費量※	<ul style="list-style-type: none"><li>・住戸評価：単位住戸の外皮平均熱貫流率(UA)・単位住戸の冷房期平均日射熱取得率 (<math>\eta AC</math>)</li><li>・住棟評価：住棟単位外皮平均熱貫流率(UA)・住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (<math>\eta AC</math>)</li></ul>

※ 住棟評価の場合は共用部分については評価対象から除外することを可能とする。

## VI. 適合審査に用いる評価方法

適合審査に用いる評価方法は、原則として表 2-4 によることとする。

表 2-4 評価方法

			計算方法・ツール等の通称
戸建て住宅	外皮性能	標準計算	外皮計算エクセルシート等
		仕様確認	仕様基準
	一次エネルギー消費量	標準計算	WEB プログラム
		仕様確認	仕様基準
外皮性能・一次エネルギー消費量	簡易計算	モデル住宅法 ※	
共同住宅等	外皮性能	標準計算	外皮計算エクセルシート等（住戸評価（各住戸）／住棟評価（全住戸平均））
		仕様確認	仕様基準
	一次エネルギー消費量	標準計算	WEB プログラム
		仕様確認	仕様基準
外皮性能・一次エネルギー消費量	簡易計算	フロア入力法 ※	

※ モデル住宅法・フロア入力法による申請については、評価協会に予め届け出た評価機関に限って取扱う。

## VII. こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書等の発行

1. 「IV. 適合審査の実施」による審査が完了し、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準に適合していると認める場合、依頼者に対して住戸ごとに、こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書（別記様式 2 号）（以下「証明書」という。）を発行する。この場合、こどもみらい住宅支援事業対象住宅依頼書の副本、及びその添付図書を添えて行わなくてはならない。
2. 証明書に記載する証明書発行番号は、別表「証明書発行番号の付番方法」に基づいて付番を行う。
3. 依頼者等から紛失等による証明書の再発行の依頼があった場合、証明書に再発行である旨と再発行日を記載して、発行することとする。
4. 提出図書の内容が基準に不適合の場合又は明らかな虚偽がある場合は、依頼者に対して

こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準不適合通知書（別記様式5号）を発行することとする。

5. 評価機関は、前各項に規定する図書の発行については、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

#### VIII. 変更計画に係る業務手続き（従前の証明書を発行した評価機関に限る）

証明書の発行後に依頼者等が計画を変更する場合は、依頼者等から以下の書類の提出を受け、変更に係る適合審査を行う。なお、審査の実施方法、およびは証明書等の発行については前述の通りとなる。この場合、証明書については別記第4号様式を用いる事となる。

表 2-5 変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼時の提出書類

書類名
変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書※（別記様式3号）
適合審査に要した図書のうち変更に係るもの及び変更の内容を示す図書
変更前の証明書（写し）

※ 評価機関において、依頼時に必要となる情報を追記等することは妨げない。

### 第3章 秘密保持等について

#### 1. 料金について

適合審査料金については各評価機関にて設定する。

#### 2. 秘密保持について

評価機関及び審査員又は評価員並びにこれらの者であった者は、この適合審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

#### 3. 帳簿の作成

評価機関は、次の(1)から(10)までに掲げる事項を記載した証明書の発行業務管理帳簿(以下「帳簿」という。)を作成し事務所に備え付ける。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 証明書の発行業務の対象となる住宅の名称
- (3) 証明書の発行業務の対象となる住宅の所在地
- (4) 証明書の発行業務の対象となる住宅の建て方
- (5) 証明書の発行業務の対象となる住宅の構造
- (6) 適合審査の依頼を受けた年月日
- (7) 適合審査を行った審査員の氏名
- (8) 適合審査料金の金額
- (9) 証明書の発行番号
- (10) 証明書の発行を行った年月日又はこどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準不適合通知書の発行を行った年月日

#### 4. 帳簿及び書類等の保存

##### (1) 帳簿及び書類等の保存期間

帳簿及び適合審査用提出図書及び証明書の写し(以下「書類等」という。)の保存期間は、次に定めるとおりとする。

帳簿 適合審査業務の全部を終了した日の属する年度から5事業年度

書類等 証明書の発行を行った日の属する年度から5事業年度

##### (2) 帳簿及び書類等の保存方法

帳簿及び書類等は、適合審査中にあつては適合審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、適合審査終了後は施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることなく、かつ、証明書の発行業務以外の目的で複製、利用等がされ

ない、確実な方法で保存する。

(3) 磁気ディスク等による保存

帳簿及び書類等の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存する方法にて行うことができる。

5. 国土交通省等への報告等

評価機関は、公正な業務を実施するために国土交通省やこどもみらい住宅支援事業事務局等から業務に関する報告等を求められた場合、適合審査の内容、判断根拠その他情報について報告等をする。

別 表 「証明書発行番号の付番方法」

発行番号は、16桁の英数字を用い、次のとおり表す。

『○○○-○○-○○○○-K-○-○○○○○』

1～3桁目 登録住宅性能評価機関番号（国土交通省登録番号とは異なる）

4～5桁目 登録住宅性能評価機関の事務所毎に付する番号

6～9桁目 証明書発行日の西暦

11桁目 1：一戸建ての住宅

2：共同住宅等

12～16桁目 通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付する。）



こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書

年 月 日

株式会社 日本住宅保証検査機構 宛

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地

代理者の氏名又は名称

下記の住宅について、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【所在地（地名地番）】

【名称】

【建て方】  一戸建ての住宅  共同住宅等

【共同住宅等の場合】

個別依頼 証明の対象となる住戸番号 \_\_\_\_\_  
 一括依頼※ \_\_\_\_\_ 戸

【構造】 \_\_\_\_\_ 木 \_\_\_\_\_ 造 一部 \_\_\_\_\_ 造

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
受理者氏名	

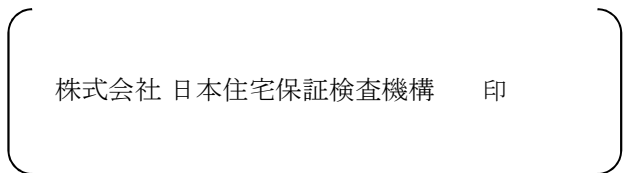
※ 一括依頼の場合は別紙に必要な事項を記載してください。  
 (注意)

断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む。

＜登録住宅性能評価機関からのお願い＞  
 こどもみらい住宅支援事業対象住宅の技術基準適合状況や住宅の仕様などについて、住宅政策の立案に資するために、個人や個別の住宅が特定されない統計情報として、国土交通省やこどもみらい住宅支援事業事務局に提供することがございますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

子どもみらい住宅支援事業対象住宅証明書

殿



下記の住宅は、子どもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準に適合していることを証します。

記

1. 所在地（地名地番）

2. 名称

3. 建て方  一戸建ての住宅  共同住宅等

4. 共同住宅等の場合

証明書の対象となる住戸番号

\_\_\_\_\_

(注意)

断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む

審 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 番 号	
審 査 員 氏 名	

変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明依頼書

年 月 日

株式会社 日本住宅保証検査機構 宛

依頼者の住所又は  
主たる事務所の所在地

依頼者の氏名又は名称

代理者の住所又は  
主たる事務所の所在地

代理者の氏名又は名称

下記の住宅の変更こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査を依頼します。  
この依頼書及び提出図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

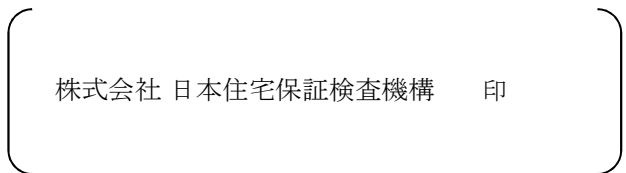
【計画を変更する住宅の証明書】

1. 証明書発行番号                      第                      号
2. 証明書発行年月日                      年                      月                      日
3. 証明書を発行した者                      **株式会社 日本住宅保証検査機構**
4. 変更の概要

※受付欄	※料金欄
年                      月                      日	
第                      号	
受理者氏名	

こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書(変更)

殿



下記の住宅は、こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準 に適合していることを証します。

記

1. 所在地 (地名地番)

2. 名称

3. 建て方  一戸建ての住宅  共同住宅等

4. 共同住宅等の場合

証明書の対象となる住戸番号 \_\_\_\_\_

(注意)

断熱等性能等級4を満たさない住宅であって、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく住宅の外皮性能の基準に適合するものを含む

審 査 依 頼 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 年 月 日	年 月 日
証 明 書 発 行 番 号	
審 査 員 氏 名	

## こどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準不適合通知書

第 号

殿  
殿  
殿

株式会社 日本住宅保証検査機構 印

下記の住宅については、下記の理由によりこどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書を発行できませんので、不適合通知書を交付します。

記

1. 所在地（地名地番）
2. 名称
3. 建て方  一戸建ての住宅  共同住宅等
4. 共同住宅等の場合  
通知書の対象となる住戸番号 \_\_\_\_\_
5. 理由

こどもみらい住宅支援事業対象住宅に係る適合審査  
取り下げ届

年 月 日

株式会社 日本住宅保証検査機構 殿

依頼者又は代理者の住所又は主たる事務所の所在地

依頼者又は代理者の氏名又は名称

連絡先、担当者様氏名

TEL :

担当者様氏名 :

下記の住宅のこどもみらい住宅支援事業対象住宅判定基準適合審査の依頼を取り下げます。

記

1. 依頼書提出日 : 年 月 日

2. 受付管理番号 :

3. 住宅の所在地 :

※ 住宅の名称 :

※ 取り下げる依頼の図書について

返却を希望する

返却は不要

※必ずどちらかにチェックをお願いいたします。

JIOwebシステムから依頼している場合は図書の返却はございません。



殿  
( )

### 【新築】省エネ性能等を証明する書類 発行受付書

<登録住宅性能評価機関の情報>

評価機関名 株式会社 日本住宅保証検査機構 印  
所在地 東京都江東区亀戸1-14-4

以下、省エネ性能等を証明する書類(以下、「証明書」という)の発行依頼を受付したことを証します。

依頼者名			
住宅の所在地			
受付日		発行期日(予定)	(受付日の弊社翌営業日から起算した期日内に審査をおこない、申請図書の補正がない場合は証明書を発行します。申請図書の補正が必要な場合は、補正依頼確認書を送付しますので速やかに補正対応をお願いします。)
発行依頼された証明書の種類	A: ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready又はZEH Oriented		
	<input type="checkbox"/> ①BELS評価書 (ZEHマークまたはZEH-Mマークが表記されたもの) <input type="checkbox"/> ②設計住宅性能評価書 (断熱等性能等級5 かつ 一次エネルギー消費量等級6の性能を有するもの) ※②は令和4年4月1日以降取得可能		
	B: 一定の省エネ性能を有する住宅		
	<input type="checkbox"/> ③こどもみらい住宅支援事業対象住宅証明書 <input type="checkbox"/> ④設計住宅性能評価書(②以外のものに限る) (断熱等性能等級4 かつ 一次エネルギー消費量等級4の性能を有するもの) <input type="checkbox"/> ⑤BELS評価書 (一次エネルギー消費量基準・外皮基準が共に「適合」と表示されているもの) <input type="checkbox"/> ⑥フラット35S設計検査に関する通知書 および 設計検査申請書(すべての面) (金利Bプランの省エネルギー性に適合しているもの)		

以上

※ 本書式は、予約申請を行う場合で上記証明書等が未発行の場合にご利用いただけます。

※ 工事着工後に予約申請が可能となるため、「認定長期優良住宅」又は「認定低炭素住宅」、「性能向上計画認定住宅」の場合は、受付書ではなく発行済みの長期使用構造等の確認書又はそれぞれの技術的審査の適合証等をご提出ください。